

付議案第 30 号

福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 3 年 3 月 29 日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は，令和 3 年度教育委員会組織編成等に伴い，所要の改正を行う必要があるため，福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の休暇，欠勤，出勤簿等の取扱に関する規程（昭和 29 年福岡市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正し，公布の日から施行する。

第 3 条の表中「，第 4 条第 2 項」を削り，「第 2 項及び第 4 項」を「第 2 項第 2 号，第 3 項及び第 5 項」に改め，「平成 3 年福岡市達甲第 6 号）」の次に「別表第 1 に掲げる職員」を，「平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）」の次に「別表に掲げる職員（教育長が定める職員を除く。）又は福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 3 号）若しくは福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の適用を受ける職員」を加え，「総務部職員課長」を「職員部服務指導課長」に，「総務部長」を「職員部長」に改める。

○福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱いに関する規程（昭和29年福岡市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

現 行			改 正 案		
第1条～第2条（略）			第1条～第2条（略）		
第3条 前条の規定により規程を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			第3条 前条の規定により規程を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2条第5号	(略)	(略)	第2条第5号	(略)	(略)
第2条の2第2号、 <u>第4条第2項</u> 、第5条第1項、 <u>第2項及び第4項</u> 、第12条第1項及び第3項、第15条並びに第20条	(略)	(略)	第2条の2第2号_____、第5条第1項、 <u>第2項第2号、第3項及び第5項</u> 、第12条第1項及び第3項、第15条並びに第20条	(略)	(略)
第4条第2項	特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市達甲第6号）	特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教育委員会訓令第2号）	第4条第2項	特殊な勤務に従事する職員 の勤務時間等に関する規程 （平成3年福岡市達甲第6号） <u>別表第1に掲げる職員</u>	特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員 の勤務時間等に関する規程 （平成3年福岡市教育委員会訓令第2号） <u>別表に掲げる職員</u> （ <u>教育長が定める職員を除く。</u> ）又は <u>福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程</u> （平成3年福岡市教

現 行			改 正 案		
					<u>育委員会訓令第3号)若しくは福岡市立学校の教育職員</u> の勤務時間等に関する規程(平成3年福岡市教育委員会訓令第5号)の適用を受ける職員
第8条第3項及び第10条	総務企画局 人事部人事課長	<u>総務部職員課長</u>	第8条第3項及び第10条	総務企画局 人事部人事課長	<u>職員部服務指導課長</u>
第17条第1項	(略)	(略)	第17条第1項	(略)	(略)
第19条	総務企画局 人事部長	<u>総務部職員課長</u> (部分休業, 介護休暇又は介護時間に関する承認の場合は, <u>総務部長</u>)	第19条	総務企画局 人事部長	<u>職員部服務指導課長</u> (部分休業, 介護休暇又は介護時間に関する承認の場合は, <u>職員部長</u>)
別記様式第2号	(略)	(略)	別記様式第2号	(略)	(略)